

## 平成23年度 第2回福祉のまちづくり推進審議会 会議録

■ 日 時：平成23年10月27日（木） 午前10時から11時45分まで

■ 場 所：府中市役所 北庁舎 第4会議室

■ 出席者：（五十音順・敬称略）

＜委 員＞13名

阿部征二、石塚幸夫、大木榮詮、桑田智、小嶋澄子、下條輝雄、高橋登、  
豊田朗子、那須雅美、野沢邦江、野本矩通、吉田ヒサ子、和田光一

＜事務局＞

福祉保健部長（鎌田）、福祉保健部次長兼高齢者支援課長（芦川）、地域福祉推課長  
（山崎）、地域福祉推進課長補佐（宮崎）、地域福祉推進課（堀）

■ 傍聴者：1名

■ 議 事 1 開 会

2 議 題

(1) 会議録の確認について

(2) 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の進捗状況について

3 その他

■ 資 料 資料1 第1回福祉のまちづくり推進審議会会議録

資料2 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画事業実施計画（平成22年度実績）

■ 議事概要

事務局：皆さまこんにちは。本日はお忙しいなか、またお足元の悪いなかお集まりいただきありがとうございます。ただ今より府中市福祉のまちづくり推進審議会を開会いたします。

本日の会議は委員15名中13名の出席をいただいておりますので、府中市福祉のまちづくり条例施行規則第18条に規定する定足数を満たしておりますので、有効に成立しております。なお、欠席の委員さんは、鷹野委員、武藤委員の2名で、都合によりご欠席との連絡をいただいております。

それでは、お手元に配布してございます次第に従いまして、進めさせていただきたいと思っております。

続きまして、2の議題に入らせていただきます。

議題に入る前に事前に郵送いたしました資料の確認をさせていただきます。

（資料確認）

ここで、議事を進めるにあたり、傍聴希望の方がいらっしゃいますので、入場していただければよろしいでしょうか。

（はいとの声）

それでは、傍聴者の方に入場していただきます。

それでは、2の議題以降につきましては、会長に議事を進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

会 長：それでは、議事を進めさせていただきます。まず議題の（１）「会議録の確認について」事務局より説明をお願いします。

事 務 局：お手元の資料１、第１回福祉のまちづくり推進審議会会議録をご覧ください。  
先日委員の皆様へ郵送で送付させていただきました会議録について、発言者名を伏せるなどの修正をしたものです。  
これでよろしければ、市政情報公開室、中央図書館、市ホームページで公開したいと存じます。

会 長：よろしいでしょうか。

(はいとの声)

それでは、資料１のとおり会議録を公開させていただきます。

次に議題の（２）「地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の進捗状況について」事務局より説明をお願いします。

事 務 局：それでは、次に議題２の（２）、「地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の進捗状況について」報告いたします。資料２をご覧ください。表紙をめくりますと、左側に「府中市福祉計画・事業実施計画について」、右側に「地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の施策体系について」が記載されています。右側の施策体系をご覧くださいますと、この施策体系について、記載のとおり、５つの目標とそれぞれの目標に関連する方針、そしてそれぞれの方針を実現するための施策・事業が示されております。今回の報告につきましては、この施策体系に基づき、それぞれの目標や方針ごとに実施された事業に関する、平成２２年度中の実施状況についての報告となります。また時間の都合上、ここでは実施事業のうち主要なもの、もしくは前年度と比較して変化のあったものを中心に報告いたしますので、計画上の一部の事業については説明を省略させていただきますが、ご了承くださいますようお願いいたします。なお、それぞれの事業実績の詳細につきましては、資料２に記載されておりますので、後ほどご確認いただければと思います。また、この後の説明につきまして、若干長くなりますが、ご了承くださいますようお願いいたします。

それでは、個別事業における進捗状況について、施策体系に従って順次説明いたします。まず、資料２の見方ですが、個別事業ごとに欄を設けており、その中の「番号」欄には本資料における整理番号が記載されております。また「ページ」欄には「府中市福祉計画」本体冊子上の該当ページが記載してあります。また「担当部署」は当該事業を所管する部署、「事業名」は当該事業の件名が記載してあります。

その下には事業概要が、さらにその下には平成２１年度からの事業目標と実績が上下に年度ごとに記載してございます。

それでは、最初に「目標１ 利用者本位の仕組みづくりのために」に関する事業について報告いたします。

まず、方針（１）の「情報収集の充実」ですが、２２年度につきましては、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定準備の一環として、実態調査として６５歳以上の高齢者や市内福祉事業所、医療機関などを対象にアンケート調査を実施しました。詳細につきましては資料２の１ページの番号１、をご参照ください。

次に方針（２）の「わかりやすい情報提供の仕組みづくり(情報のバリアフリー)」ですが、市民向けの制度案内、広報紙などを発行しております。２２年度につきましては、市民向け制度案内「わたしの便利帳」を改訂しておりますが、今回は地図会社の㈱ゼンリンと協力して作成し、地図情報などを全面的に更新しております。また、福祉のまちづくり関連では、新規事業として、施設整備ハンドブック(200部)及びパンフレット(2,000部)を作成し事業者や市民に配布しておりますが、ハンドブックにおいて、色覚障害者に配慮した色の選び方の基準を掲載しております。詳細につきましては資料１・２ページ、番号２・４をご参照ください。

次に方針（３）の「相談・権利擁護事業の充実」ですが、２１年度に引き続き、地域包括支援センターをはじめとする市内各相談機関との連携や、相談員の相談技術の向上に努めました。詳細は資料２・３ページ、番号５・６をご参照ください。

また、権利擁護につきましても引き続き事業の積極的推進を図りました。ここで権利擁護事業について簡単に説明いたしますと、権利擁護事業は、認知症高齢者、知的・精神障害者などのうち判断能力が不十分な方が、地域で安心した生活を継続するため、これらの方へ後見人等を配置することにより、本人に代わって後見人が財産管理などを行い、本人の権利を擁護する、という成年後見制度の利用促進を図るもので、府中市では社会福祉協議会に委託して成年後見を専門的に取り扱う権利擁護センターを運営しております。権利擁護センターでは、成年後見制度に関する相談、利用に関する支援活動、成年後見制度の普及啓発、ボランティアとして後見活動を行う市民後見人の養成、などを実施しております。市民後見人については２２年度の養成者数が６名、権利擁護センターへ登録している市民後見人活動メンバーが２２年度末で合計１９名となっています。詳細につきましては資料３・４ページ、番号８・９をご参照ください。

次に方針（４）の「福祉サービスの質の確保」ですが、府中市では、高齢・障害・子育てに関する市内事業者に対し、福祉サービス第三者評価制度の受審を推進しております。福祉サービス第三者評価制度は、事業者とは独立の、東京都の認証する評価機関に事業所のサービス内容などについて評価をしてもらい、結果を公表することにより、利用者への情報提供と事業者の業務改善を図る制度で、東京都も積極的に受審を推進しております。２２年度は、市内事業者の増加に伴い受審数も微増しました。詳細につきましては資料５ページ、番号１１をご参照ください。

次に方針（５）の「幅広く使いやすい制度の推進」ですが、市の福祉施策に当事者の意見を反映するため、本審議会をはじめ各福祉分野における協議会を開催し、その中で先ほど説明いたしましたアンケート調査も実施しました。詳細につきましては資料１・５ページ、番号１・１３をご参照ください。以上が「目標１ 利用者本位の仕組みづくりのために」に関する２２年度の実施状況でございます。

次に、「目標２ 安心して暮らせるまちづくりをめざして」に関する事業について報告いたします。

方針（１）の「日常生活の支援」についてですが、この分野については引き続き高齢者や障害者などに対し様々な制度外の福祉サービスを提供しておりますが、この中で、

府中市の独自事業の1つとして、ホームレスへの自立支援事業がございます。この事業は、市内に存在するホームレスの生活実態調査及び巡回生活相談を定期的を実施し、ホームレスの支援につなげるものとなっております。平成16年度から開始しており、市内ホームレス数の減少に効果がでております。詳細につきましては資料9ページ、番号25をご参照ください。

また、地域での見守り活動の充実につきましては、22年度の実績を踏まえ、23年度の事業目標を「児童虐待防止マニュアルの改訂」から「マニュアルの活用と関係機関との情報提供」に変更し、さらに「ご近所同士の見守り体制づくりの研究」を追加しています。詳細は資料10・11ページ、番号27をご参照ください。

次に、方針(2)の「健康づくり・介護予防の推進」としては、引き続き介護予防事業に積極的に取り組みました。22年度については、地域の介護予防担当者との連携強化を目的に連絡会の定期的開催を実施しております。詳細は資料12・13ページ、番号31・32をご参照ください。以上が「目標2 安心して暮らせるまちづくりをめざして」に関する22年度の実施状況でございます。

次に、「目標3 いきいきとした暮らしを支える仕組みづくりのために」に関する事業について報告いたします。

まず方針(1)の「支援ネットワークの推進」ですが、22年度も引き続き地域における支援ネットワークの構築を推進しました。府中市では社会福祉協議会を中心に、自治会をはじめとする地域関係者との協力体制の構築を推進しております。詳細につきましては資料14ページ、番号35をご参照ください。

次に方針(2)の「パートナーシップの推進」ですが、グリーンプラザに設置されている府中NPO・ボランティアセンターを拠点に、市民活動団体の活動支援や、団体と連携した福祉事業を実施し、NPO・ボランティアまつりなどのイベントを通じて周知活動を実施しました。詳細は資料15ページ、番号39をご参照ください。なお、今年度のNPO・ボランティアまつりは、11月12日(土)・13日(日)の2日間、午前10時から午後4時まで、場所はグリーンプラザ、府中駅北口広場、及びフォーリス1階の3か所で実施予定です。

次に(3)の「防災・防犯のまちづくりの推進」についてですが、府中市では21年度に引き続き、22年度についても災害時要援護者の支援体制の整備を推進しました。

ここで、補足として、この事業について説明いたしますと、この事業は、一人暮らし高齢者や障害者など、地震等の災害が発生した場合に単独で避難することが困難であると思われる方(以下「災害時要援護者」)を対象に、事前に名簿登録を行い、自治会等地域関係者で災害時要援護者の情報を共有することにより、災害時要援護者の安否確認や避難支援など、災害時要援護者の災害時における支援体制の構築を図るもので、平成21年度から事業を開始しております。

対象者は、高齢者については①要介護度3以上の方、もしくは②75歳以上の者のみで構成される世帯の世帯員、障害者については①身障手帳1～3級で、一人暮らしの肢体不自由者もしくは肢体不自由者のみで構成される世帯、②身障手帳1、2級で一人暮らしの視覚障害者もしくは視覚障害者のみで構成される世帯、③身障手帳1級で、

一人暮らしの呼吸器機能障害者もしくは呼吸器機能障害者のみで構成される世帯、④愛の手帳1～3度で一人暮らしの者、⑤精神保健福祉手帳1～3級で一人暮らしの者、のいずれかに該当する方となっております。

具体的な事業としましては、対象となる方のうち、名簿登録を希望する方については災害時要援護者名簿に登録し、市と災害時要援護者支援に関する協定を結んだ自治会などに名簿を配布します。協定を締結した自治会などは、災害発生時に災害時要援護者の安否確認や避難支援を行う支援者を探すなどの支援活動や見守り活動を実施します。また災害時要援護者に対しては、災害時要援護者の医療情報を保管しておく救急医療情報キットを配布し、救急処置などが必要な場合に活用できるように対応する、としております。

事業の状況としましては、平成22年度末時点で対象者12,144名のうち名簿登録者6,909名、内訳は75歳以上の高齢者が6,373名、要介護度3以上の者587名、障害者673名となっており、75歳以上の後期高齢者が名簿登録者のほとんどを占めております。

22年度につきましては、東日本大震災の発生に関連して、自治会や民生委員など地域関係者による対象者の安否確認が実施されました。実施後に自治会に対して行いましたアンケート調査の内容をご紹介しますと、震災後に災害時要援護者への安否確認を行った自治会は、協定を締結した自治会については約76%、締結していない自治会については約33%となっており、本事業に積極的に取り組んでいる自治会について対応が進んでいることがうかがえます。詳細につきましては、資料17ページ、番号45をご参照ください。

また、災害時要援護者支援と関連して、市の地域防災計画について若干触れますと、その中で避難については市内の小中学校を一次避難所として設定し避難者を收容することとしていますが、重度の要介護者など一次避難所での生活が難しい避難者を対象に、文化センターを二次避難所として設定して介護者とともに收容することとしています。また市内社会福祉施設と協定を結び、援護の必要な方の一時的收容などについても整備を進めており、現在市と協定を締結している施設は合計10施設となっています。内訳については、いずれも介護老人福祉施設や介護老人保健施設など高齢者福祉施設となっております。詳細につきましては、資料18ページ、番号48をご参照ください。

なお、市の地域防災計画につきましては、東京都の地域防災計画の見直しにあわせ、近く見直される予定となっておりますので、念のため申し添えます。

以上が「目標3 いきいきとした暮らしを支える仕組みづくりのために」に関する22年度の実施状況でございます。

次に、「目標4 みんなでつくる支えあいのまちづくりをめざして」に関する事業について報告いたします。

まず、方針(1)の「互いに理解し助け合う福祉意識の醸成(心のバリアフリー)」ですが、福祉意識の醸成を推進する事業として、社会福祉協議会を中心に、イベントや小中学生などへの福祉教育活動において、ノーマライゼーションの理念などの普及啓発

活動を実施しております。詳細は資料19・20ページ、番号52から55をご参照ください。

次に方針（2）の「地域福祉活動の促進」ですが、21年度に引き続き各種関連事業を実施しております。

また方針（3）の「社会参加の促進」につきましては、定年退職し地域に戻りつつある、いわゆる団塊の世代の生きがい活動支援と人材確保を目的として、21年度に引き続き、ボランティア登録制度「夢バンク」事業の推進を図る、などの事業を実施しました。詳細については資料22・23ページ、番号61・62をご参照ください。

次に方針（4）の「多様な人材の育成・確保」ですが、社会福祉協議会に委託して「福祉保健人材育成センター」を運営し、介護を中心とする専門的な福祉従事者の養成に努めたほか、同じく社会福祉協議会の運営する「ボランティアセンター」を中心に、ボランティア人材の経験・知識の活用を図りました。詳細は資料24・25ページ、番号66・67・69をご参照ください。

以上が「目標4 みんなでつくる支えあいのまちづくりをめざして」に関する22年度の実施状況でございます。

次に、「目標5 福祉のまちづくりをめざして(物理的なバリアフリー)」に関する事業について報告いたします。

まず方針（1）の「移動ルートの確保」ですが、21年度に引き続き22年度につきましても、市の管理する道路の段差解消などのバリアフリー化整備工事を実施しました。整備延長は3路線、合計272mで、整備箇所及び距離の詳細につきましては資料26ページ、番号70をご参照ください。

なお、この方針に関連して、「平成22年度府中市交通バリアフリー特定事業計画」のうちの「道路特定事業計画」における平成22年度の実施状況の概要報告が、すでに公表されておりますので、参考までに申し添えます。

次に、方針（2）施設の整備状況ですが、こちらについても21年度に引き続き22年度についてもバリアフリー設備の設置を進めました。具体的には、民間施設も含めた、いわゆる「だれでもトイレ」の整備（24か所）、公共施設の新増築・改修の際の段差解消や空間確保などのバリアフリー化（13か所）、学校や鉄道駅におけるエレベーター設置、公共駐車場のバリアフリー化（2か所）、学校や公園における「だれでもトイレ」の設置など、について積極的に推進しました。

また、市内での建築工事に際して、バリアフリーの観点から、施工事業者等との事前協議及び検査を実施しており、平成21年度は事前協議117件、検査47件に対し、22年度は事前協議135件、検査53件となっております。詳細につきましては資料26から28ページ、番号72から78をご参照ください。

次に方針（3）の「交通」に関する整備状況ですが、こちらについても継続して各交通事業者との連携強化に向けて協議を実施しております。詳細は資料30・31ページ、番号85・86をご参照ください。

次に方針（4）の「サイン・案内・誘導」についてですが、21年度に引き続き、ユニバーサルデザインに関する広報周知活動、サインや音声案内の整備についての関係者

との協議などを進めました。詳細は資料32・33ページ、番号90～92をご参照ください。

以上が「目標5 福祉のまちづくりをめざして(物理的なバリアフリー)」に関する22年度の実施状況でございます。

以上、「地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画」の進捗について、大まかな状況を説明いたしましたが、評価としては次のとおりとなります。

まず、全体的な進捗としましては、本計画で実施施策として掲載した事業については、一部の事業を除き、目標どおりもしくは目標に近い水準で事業が推移していると判断することができます。

特に進捗している部分としましては、市内道路や公共施設のバリアフリー化について、バリアフリー対応箇所の着実な増加が見られます。

また、課題といたしましては、市内のバリアフリー設備の整備状況について、データベース化が不十分な状況が続いており、民間施設を含めた市全体の状況についての調査が未実施の状況となっておりますので、今後市内のバリアフリー関連データの整備方法などについて検討を行っていくことが必要となります。また、サイン・案内等についても、単に設置箇所を増やすのみではなく、ピクトグラム等のサインの図柄を統一するなど、内容についても検討・工夫が必要となっております。

ご紹介しました計画の実施状況でございますが、23年度以降計画の最終年度である26年度まで、実施状況を再検討しまして、進んでいるところは引き続き進めていき、遅れているところについては、新たに取り組みを強化していくことが必要となると考えられます。

以上、簡単ではございますが、地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画についての説明を終わります。

会 長：ありがとうございました。

ただ今事務局から進捗状況ということで説明がありました。とりわけ22年度の進捗状況ということで、目標1の「利用者本位の仕組みづくりのために」から順次質問、論議をさせていただきたいと思っております。ただかなり量がありますので、今日だけでできるとは思っていません。本日は12時前まで、きりのいいところまで論議を進めさせていただいて、残りは次回確認をさせていただきたいと思っております。

「府中市福祉計画」の44ページあたりからを参照しつつ、資料2で22年度の進捗状況についての確認をさせていただきたいと思っております。

それでは目標1の「利用者本位の仕組みづくりのために」について質問等ございましたらお願いいたします。

委 員：全体的にはわかりやすくなっていますが、私の希望なのですが目標と実績について数値でわかるものについては、目標に対して実績がどのくらい達成したのかということを示していただくと、これは何割できているのだなと把握できると思っております。数値化できないものも結構あるのですが、それはそれとしても担当者のほうでイメージとして何割できたとか付け加えていただくと把握しやすいのではないかと思います。

会 長：事務局いかがでしょうか。

最近では国でいろいろなプランを作るときに大体数値目標が出てきまして、それに対して現在何%やっていますよという形で出すようになっていきますので、府中市においても、具体的にこれくらい進んでいますよと示していただけるとありがたいなと思います。

事務局：目標を数値としてあげられるものについてはあげるようにということで記載しているところがございますが、単純に数値が羅列されているだけという印象を与えているかもしれません。達成率についても数値で出せるものについては表現を工夫していきたいと考えております。

委員：例えば、数%変化したとか、そんな細かいことでなくていいと思います。施策というのは数値化するのが難しいところがあるだろうと思いますけれども、担当者のイメージとして100だったものが50とか60達成したとかそういう感覚でいいと思うのですね。そうすると我々もなるほど何割しかできていないのか、できないのはなぜだろうかということが把握できる、理解しやすいと思いますが、その辺はどうしてもということでもございませんので、その程度の感覚で示していただければと思います。

委員：カラーバリアフリーガイドラインの話がありましたが、これは誘導ブロックなどの色について、視覚障害者でも全く見えないわけではない弱視者を対象に行われているサービスだと思いますが、色使いについてデータに従った基準があるのでしょうか。というのは、駅周辺は見やすい、はっきりした色使いがされているのですが、そのほかのところではバックの色と比べて、一般の人の感覚できつい色を使わないということがあると思います。せっかく色が付いていても弱視者には見えにくい色使いがあり、せっかくのサービスが実際には活かされないということが府中の場合目立ちますのでお聞きしました。

会長：福祉のまちづくり学会でいつも論議になるのですが、大きなビルを建てますと、建物にそぐわない色は使わないということがありまして、黄色などを配色しない設計者が多い。本来ですとバリアフリー新法を含め、福祉のまちづくり条例で点字ブロックについては、弱視者も見えるということで原則黄色にすることで最近は進んでいるのですが、まだまだ府中市では進んでいないところがあるということで、その辺どうでしょうか。

事務局：カラーバリアフリーガイドラインについては、色覚障害者を対象に、印刷物や標識などの色の選び方、どういったものが見えやすいのかといったことを示したものになります。

視覚障害者誘導用ブロックの関係では、会長が言われたとおり、以前ですと景観に配慮した形で、結果的に見えづらい色使いをしたものが公共施設でもございました。最近では福祉のまちづくり条例の整備基準のなかで誘導用ブロックについても触れており、原則黄色とすることになっておりまして、新設の施設についてはそのような色使いになっております。ただ、古い施設ですとなかなか改修が難しいところがありますが、改修の際には事前相談を受けておりますので、色使いについても話をさせていただいているところがございます。

委員：情報のバリアフリーのところで、市のほうでいろいろ情報冊子を出しているのですが、



「おとしよりのふくし」は回覧板で回ってきたりしています。情報は自分で収集できる人はいいいのですが、子育てしている方、障害をお持ちのご家族の方などで収集できない人もいますので、以前に比べればいろいろなところで情報を得やすくなっていて、今後もこうした情報の提供をさらに進めていただきたいと思います。

特に障害をお持ちの方だと、団体さんからすぐに情報が入ってくる方もいらっしゃるのですが、なかなか情報が入ってこなかったりすると、しおりだとか冊子があると助かるということもございましたし、「おとしよりのふくし」なんかが回覧で回ってくると、こういうのがあったとか緊急の場合は近所の包括支援センターにいけばいいんだとか、ご近所の方と話をすることもあったので、これは大事なことで、府中市のほうでは進んできているのではないかと思います。

会 長：大体どこの市でも、このような冊子を出していますが、内容を見ますと本当に具体的に、しっかりと制度が記載されていますので、皆さんにうまく渡るシステムを考えていただければと思います。

「おとしよりのふくし」は1万部作成して、どれくらい出ていますか。

事 務 局：広報紙については新聞折込のほかにコンビニに置いたり、希望者には個別配布をしております。情報収集を支援する形で取組を進めております。

また、高齢者につきましては今年度から地域包括支援センターを市内に11か所展開しまして、見守り活動ですとか相談を24時間受け付けるですとか、順次相談しやすい体制作りを進めております。

「おとしよりのふくし」は窓口でも配布してしまして、数値的なものはないのですが、年度末になるとあまり残っていないという状況です。

委 員：情報提供の徹底ということでは、情報に取り残された人にどうアクションを起こしていくかということだと思います。極端に言えば、介護保険とか行政のシステムがわからない人がいます。府中市ではそういった方の把握をどのようにされ、どういうアクションを起こされているのでしょうか。高齢者ほどお上の世話になりたくないというのがあるようでして、こちらから働きかけることも必要だろうと思います。

そのなかで民生委員の役割があまり理解できていないので、どのようなことが期待されているのかをお伺いできればと思います。

事 務 局：府中市では見守りネットワークというものに取り組んでいまして、例えば高齢者の一人暮らしの方で新聞がたまっているとか様子がおかしいというときには、地域包括支援センターなどに通報していただくというようなものです。その通報先の一つとして民生委員さんがいて、通報いただいて市や包括支援センターがアクションを起こすというようなアプローチが多くなっています。そういう方は認知症が出ていたり、その他問題を抱えていて外とのコミュニケーションがあまり取れていないという場合がありますので、そういった形での取組みをしています。

民生委員さんにつきましては、地域の相談役ということで、先ほどご紹介しました要援護者名簿も含めて、地域での見守り活動の中心的な位置付けとなっております。地域にちょっと様子がおかしいという人がいれば民生委員さんから行政機関なり地域包括支援センターなりにつないでいただく、そういったアプローチで情報提供や支援

を行っています。

会 長：よろしいでしょうか。

番号8「権利擁護事業の充実」のところで社会福祉協議会に委託をしているということですが、成年後見制度を使われている人数はわかりますか。

事 務 局：成年後見制度については、直接家庭裁判所に申し立てするケースも増えていまして、全容ということでは数値を把握できておりません。権利擁護センターふちゅうで後見人をサポートするという事業をしておりますので、そちらでは47名の方をサポートしている状況でございます。

成年後見制度には大枠でいうと任意後見という制度と法定後見という制度がございます。任意後見については対象者と後見人が判断能力があるうちに契約を結んで、判断能力が無くなったと思われるときにご家族だったり本人だったり後見人候補者が家庭裁判所に申し込んで制度の適用になります。法定後見の場合は契約ということではなくて、その方が判断能力がないというときにご家族の方が裁判所に申し込む。ただし、ご本人に誰も支援する人がいない場合に行政機関が申し立てをすることができます。ここ3年くらいで府中市長が申し立てをしたのが、大体年間8件から9件です。ご家族が申し立てをした件数についてはなかなか把握できません。

権利擁護センターふちゅうのなかでも、先ほどご説明しましたとおり、いろいろな機会をとらえて後見人さんを支援する、何か困ったときに相談を受けるというような活動もあわせて行っているところでございます。

委 員：東日本大震災では障害者の方が逃げられないので、多くの犠牲者を出しています。そういう場合、府中市ではどういう考えでいるのかお聞きしたい。

事 務 局：府中市の場合は災害時要援護者事業ということで、周囲の方に支援者を募ってお願いをし、また見守り活動も含めて実施しているわけですがけれども、個別のケースでいいますとやはり日ごろから支援の輪を広げるような活動が必要なのかと思います。ただ、行政の手も限られていますので、自助・共助がどうしても必要になってきて、いろいろなところが知恵を出し合って考えていかなければならないというのが私の考えです。

委 員：地震や津波の災害時は一分一秒の話なので、そういうときには車いすの方が逃げられずに津波に飲まれて死んでいったのですね。日ごろ訓練するといってもいつ来るかわからないので、そういうことがあるということを市のほうでも徹底的に知っていただきたいなと思いますね。

事 務 局：ご意見はそのとおりだと思います。市のほうも関係部署と知恵を出しあいながら対応を考えていかなければならないことだと思います。その根幹に地域防災計画があり、東京都の計画と連動しているところがありますので、そちらの見直しにあわせながら取り組んでまいりたいと考えております。

会 長：また目標3のところで「災害時要援護者支援体制の整備」ということが出てきますので、そちらで議論したいと思います。  
ほかにありますでしょうか。

委 員：先ほど市の広報紙の話がありましたが、視覚障害者に対して市の広報がテープに録音

されて月3回配布されています。テープの時間に限りがあるので、内容を全部ではなく抜粋が収録されているのですが、その内容が視覚障害者にとってそれほど必要でないものであったり、必要なものがのっていないかという意見があります。また、この春のことでしたが、送られてきたテープに何も録音されていなかったということがあります、テープを製作している事業所はもう少し責任をもってほしいと思います、業者に対する指導ですとか編集に対する取組みについてお聞きしたい。

事務局：空のテープの件については大変申し訳ないことだと思います。広報の編集につきましては、市の広報課で行っておりまして、今のお話を確認させていただきたいと思いません。

委員：広報を見るときは興味のあるところだけを見ますよね。だから内容を端折らずに全部入れたらどうなのでしょう。見る人、聞く人が選択するようなやり方がいいのではないかと思います。

委員：テープですと時間に限りがありますので、デジタイズという、CD版に20時間から30時間くらい録音できるものが最近主流になってきています。図書館ですとテープをやめてデジタイズの新しいシステムに変わってきています。

デジタイズはスキップができ、自分の聞きたいところだけを聞くことができますので、広報においても全部を収録し、そのような方向に進めていただけたらと思います。

事務局：担当部署のほうにはお話させていただきたいと思いません。状況がわからないところはお話ができないので申し訳ありませんが、ご了解いただけたらと思います。

会長：よろしいでしょうか。

では、目標2「安心して暮らせるまちづくりをめざして」に入りたいと思いません。こちらのほうで質問等ございますでしょうか。

委員：9ページの「ホームレスへの自立支援」のところで疑問に思いまして、路上生活者というのはこんなにもいるのでしょうかということなのですが、実際の数字なのでしょう。

事務局：府中市は多摩川を抱えているものですから、多摩川で生活している方や公園で生活している方などで、実地で市内を回って調査した数字と聞いております。

委員：一人暮らしとか高齢者世帯の実態把握はされていると思うのですが、状況を確認させていただきたい。

事務局：実態把握のレベルは様々あるかと思いますが、先ほど市内に11か所地域包括支援センターという機関を設けておりまして、随時一人暮らし高齢者などの見守り活動をしています。そして相談を受付けていて、11か所の地域包括支援センターと市役所のネットワーク、データシステムを構築しておりまして、例えば相談があつて記録があつたものですか、通報があつて見に行ったものですか、そのあたりの情報をデータベース化して確認できるようにしておりますので、そういう意味では実態の把握ということにはなっているのかなと考えております。

委員：一人暮らし、高齢者のみの世帯の把握はされているようですので、そのなかで元気な人を省いて最終的に支援が必要だという方々、先ほど議論になっていた情報が入っていない、理解できない方々への支援をお願いしたいと思っておりますので、その辺の

内訳までの把握はできているのでしょうか。

事務局：先ほどからご説明している事業のほかに、包括支援センターや在宅介護支援センターですとか組織があって、その組織で全市でローラー作戦をやっているのですが、人間的なものがあって完全にはできません。

それで今やっているのが、毎年9月の敬老の日になんで70歳、喜寿、米寿等の方々に敬老のお祝い金を差し上げておりまして、70歳になった方に民生委員さんのご協力をいただいて、お祝い金を届けております。その時にアンケート調査をさせていただいて、一人暮らしであるとか高齢者のみ世帯であるとか、介護保険のことや生活に困っていることはないかというようなことを、民生委員さんに聞いていただいて、困っているとか不都合があるとかの声を聞いて、地域包括支援センターや市の担当者がお伺いをしてその方々の支援にあたっていくという仕組みがあります。

昨年、100歳以上の亡くなられているのに年金がずっと支給されていたという大きな問題がありましたが、府中市では1件もございませんで、おそらくこの事業をしていることで実態把握がされているところがあると思います。

これは民生委員さんはかなりご尽力いただいております、お金を配るのがいいのかというのはあるのですが、民生委員も実際にお伺いしても門前払いされたりという難しい問題がありまして、お祝い金をお持ちすることでちょっと顔を見せてくれたりだとか、会話が成り立ったりということがありまして、実態把握の材料になることから今後も続けたいと考えております。

委員：高齢者のお祝い金は、以前は民生委員が配るのではなくて、市役所に各人が取りに行くという制度でした。私も民生委員をしていて、地域とのつながりがほとんどなく、高齢者にとっても民生委員とのつながりがなかったのですが、そういう意味で民生委員が配布したらどうかという提案をして、即実行していただいたという経緯があります。

委員：私は耳が聞こえませんが、自宅に誰か来られても対応ができず、また詐欺や悪質な訪問も多いので、市役所に話があるときなどはまずはファックスで連絡をとらせていただいています。水道やガス料金を支払うとき、聞こえないと機械での振り込みが難しいので、銀行の窓口に行っています。民生委員が訪問されても、民生委員が来てくれたことが分かればいいのですが、ほかの人との区別ができないので、お会いするのが難しい状況です。

委員：民生委員をさせていただいております。民生委員は皆さんの困ったこととか、ご相談がありましたらお聞きして、行政や関係機関につなげるというのが活動内容でございます。また、一人暮らしの方については各地区の民生委員が月1回程度訪問するような形をとっております。

また、敬老のお祝い金をお渡しすることによって、普段お会いできない方にお会いできるということは、私たちにとってとてもいいことだと思っています。具合の悪い方とかお年寄りの方とかは結構接触があるのですが、健康な方にはあまり接触することがないものですから、敬老のお祝いをするのは非常にいいことだと思っています。

それから、児童委員を兼ねておりますので、子どもたちの見守りもさせていただいて

おります。そのような活動をしておりますので、ご近所でも何かありましたら民生委員に相談してみたらと声をかけていただければと思います。

委員：9月にしみずがおか地域包括支援センターで、地域のつながりについて考えるということで、民生委員や老人会の会長らが集まって、いろいろなことがわかってよかったなと思っています。今まではそのようなものはなかったのですが、ほかの支援センターでもやっているのでしょうか。

私も老人会の会長として、ちょっと具合の悪い人がいれば行ってみるなどしております。

委員：話は変わりますが、学校などの避難所というのは決まっているのでしょうか、自由にどこに行ってもいいのでしょうか。避難所マップのようなものを作って配布していただけるとありがたいのですが。

事務局：先ほど説明のなかで、市内の小中学校を一次避難所としておりますという説明をさせていただきますました。市の防災関係の部署というのが環境安全部防災課になります。そちらでハザードマップというのを発行しております。何年か前に市民の皆さんにも配布させていただきますして、今も市役所で必要とされる市民の方に配布しておりますので、後ほどお渡しできるかと思えます。

委員：民生委員の話が出ておまして、何かあったら相談にのっていただける方だということは何となくわかっていたのですが、新聞等でなり手がいないと報道されていたり、何かが起こったときに誰かが相談に行ってはじめて仕事をされる方だと思っていたのですが、月1回訪問されるですとか、お祝い金を届けるなどの活動をされているのだなと勉強になりました。

ただ、広報紙で各地域の民生委員は誰々と掲載されるのですが、いざ民生委員さんのところに行こうというときに、子ども110番の家のように、ここが民生委員さんの家ですよというような目印は何かあるのでしょうか。

事務局：民生委員は3年に1度一斉改選されるのですが、その時には民生委員さんの地区とお名前と電話番号を広報紙に載せてございます。プライバシー等の問題がございまして、住所については載せておりません。また、この情報については市のホームページにも掲載しております。また、市の地域福祉推進課が事務局になっておりますので、こちらにお問合せいただければと思います。

民生委員さんの委嘱にあたりましては、門標を配布しておりますので、民生委員さんのお宅には玄関に付いていることがございます。

会長：現在府中市で、民生委員児童委員は何名くらいいらっしゃるのでしょうか。

事務局：民生委員児童委員、主任児童委員を含めて府中市の定数は173名です。ただ、お話しに出ましたとおり、いい方が見つからなくて欠員が出ている状況も若干ございますが、その場合は近隣の民生委員が代行という形で活動をしています。

委員：聞くところによると、無償でされているのですか。

事務局：ボランティアです。

委員：災害弱者の話がありましたが、私は盛岡育ちで宮古や女川で縁戚の者が流されたりということで、避難所や仮設住宅でボランティアに毎月10日間くらいずつ行ってきた

経験からしますと、一番頼りになるのは隣近所だそうです。地震が起きたとして、役所の職員が対応できるかというできない。そうすると、自助か共助かということだろうと思いますが、現地では向こう三軒両隣、せいぜい5、6軒から10軒弱くらいのエリアが一番力になったということをおっしゃってます。

市のほうにお願いしたいのは、自治会があって班に分かれています、もう少しコンパクトにして向こう三軒両隣くらいの、組織立てというまでもないのですが、仲間づくりを奨励してもいいのかなということをボランティアの体験で聞きましたので、そのような視点で施策を考えていただければと思います。

事務局：要援護者支援事業で自治会さんにご説明に伺うときに、向こう三軒両隣というお話も、併せてさせていただいております。近所のつながりが大分薄れてきているところもあって、なかなか難しいと思いますが、今後ともいろいろな活動を捉えていければと思っております。

会長：それでは、時間もきておりますので、目標2まで終わったということで、次回目標3以降を確認し、最後に総合的な話をさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。事務局より今後日程など確認させていただければと思います。

事務局：それでは、事務局よりその他ということで、次回日程をご説明いたします。次回第3回の審議会ですが、年内の開催に向けて現在調整中です。決まり次第、郵送でご連絡したいと思っております。

会長：よろしいでしょうか。それでは、これで第2回福祉のまちづくり推進審議会終了させていただきます。ありがとうございました。